ロ　調整対象昇給日から調整日までの間に個別承認決定をされた職員
ハ　特定休職等をした職員（調整対象昇給日の翌日から特定俸給表異動等をした日の前日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）
四　特定期間に個別承認決定をされた職員（個別承認決定をされた日の翌日から調整日の前日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）のうち、人事院の定める職員
五　特定休職等をした職員（特定期間に上位資格取得等決定をされ、又は個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、人事院の定める職員
六　調整日に人事交流等異動をし、上位資格取得等決定をされ、俸給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員
七　前各号に掲げる職員に相当するものとして人事院が定めるもの
（調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員）
第三条　改正法附則第三条第一項の昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与法第八条第六項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。
一　特定期間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、俸給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員を除く。）
イ　附則第四条の規定による改正前の規則九―一三七附則第二項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成二十六年十一月一日（同項に規定する特定職員にあっては、同年十月一日）前となるもの
ロ　規則九―八第十二条第一項第二号の規定により号俸を決定された職員であって、改正法附則第三条第一項に規定する昇給抑制職員又はイ若しくは次号から第八号までに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定されたもの
二　特定期間に人事交流等異動をした職員（人事交流等異動をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、又は個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、人事院の定めるもの
三　特定期間に上位資格取得等決定をされた職員（上位資格取得等決定をされた日の翌日から調整日までの間に俸給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、次に掲げるもの
イ　規則九―八第二十三条第三項又は第二十六条第二項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、附則第四条の規定による改正前の規則九―一三七附則第二項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成二十六年十一月一日（同項に規定する特定職員にあっては同年十月一日）前となる職員
ロ　規則九―八第四十三条の規定により号俸を決定された職員で人事院の定めるもの
四　特定期間における俸給表異動等をした職員であって、次に掲げるもの（前条第三号イからハまでに掲げる職員を除く。）
イ　調整対象昇給日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、調整対象昇給日の前日に俸給表異動等があったものとした場合に、改正法附則第三条第一項に規定する昇給抑制職員又は前号、次号若しくは第七号に掲げる職員に該当することとなるもの
ロ　調整対象昇給日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等異動をした職員を除く。）であって、当該新たに職員となった日から特定俸給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第一号に掲げる職員に該当することとなるもの
五　調整対象昇給日において規則九―八第三十七条又は規則九―一三七の規定により昇給しないこととなった職員であって、調整対象昇給日に受けることとなる号俸と異なるもの（次に掲げる職員を除く。）
イ　調整日に人事交流等異動をした職員
ロ　調整対象昇給日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、俸給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員
ハ　特定休職等をした職員のうち、人事院が定めるもの
六　特定期間に個別承認決定をされた職員（個別承認決定をされた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）のうち、人事院の定める職員
七　特定休職等をした職員（次に掲げる職員を除く。）のうち、人事院の定める職員
イ　調整日に人事交流等異動をし、又は俸給表異動等をした職員
ロ　調整対象昇給日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、又は個別承認決定をされた職員
八　前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める職員
（この規則により難い場合の措置）
第四条　特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、あらかじめ人事院の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。
附　則
（施行期日）
第一条　この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
（人事院規則一―三四の一部改正）
第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。
別表の二の表に次のように加える。

規則九―一四四（平成三十年四月一日における号俸の調整）	第三条第八号及び第四条の承認に関する文書等	取得の日	五年

（人事院規則九―一〇七の一部改正）
第三条　人事院規則九―一〇七（再任用短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算）の一部を次のように改正する。
第二号中「同条第一項又は」を「同条第一項、」に改め、「、第二項若しくは第三項」の下に「又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号。次号において「平成二十九年給与法等改正法」という。）附則第三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項」を加え、第三号中「同条第一項又は」を「同条第一項、」に改め、「第三項」の下に「又は平成二十九年給与法等改正法附則第三条第四項の規定により読み替えられた同条第一項」を加える。
（人事院規則九―一三七の一部改正）
第四条　人事院規則九―一三七の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成二十七年一月一日以後」を「平成三十年四月一日（以下この項において「調整日」という。）以後」に改め、「となる者」の下に「（調整日において三十七歳に満たない職員を除く。）」を加え、同項第二号中「平成二十六年四月一日（以下この項において「基準日」という。）」を「調整日」に、「四十六歳」を「五十歳」に改め、同項第三号中「基準日」を「調整日」に、「四十五歳」を「四十九歳」に改め、同項第四号中「基準日」を「調整日」に、「四十歳」を「四十四歳」に改め、同項第五号中「基準日」を「調整日」に、「三十八歳」を「四十二歳」に改める。

告　示

○総務省告示第四十四号
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第二号一⑷の規定に基づき、昭和五十八年郵政省告示第五百三十二号（無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局の無線設備を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成三十年二月一日から施行する。
平成三十年二月一日
総務大臣　野田　聖子